

様式2

整理番号	消防一法不-75
------	----------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	災害の発生の防止に関する必要な措置の命令
概要	市長は、液化石油ガス販売事業者が、規格に適合しない液化石油ガスを一般消費者等に対して販売し、その販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、その販売に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第13条第2項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第13条第2項 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録をした液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合において、その販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その販売に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	